

長崎県が発注する森林整備工事及び県営林作業委託の契約に係る入札参加資格者の 指名停止の措置要領

(平成28年5月13日 28林第121号・28森整第79号)

長崎県が発注する森林整備工事及び県営林作業委託の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領を次のように定め、平成28年5月13日以降に行う指名停止から適用する。

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する森林整備工事及び県営林作業委託(以下「森林整備工事等」という)の適正な履行の確保を図るため、県が実施する指名競争入札に参加することができる資格を有する者(以下「有資格業者」という。)が、契約の相手方として不適切と認められる事故、不正行為等を行った場合の指名停止の措置について定める。

2 この要領での森林整備工事等とは、長崎県が発注する以下をいう。

(1) 森林法(昭和26年法律第249号)第41条第3項に規定する保安施設事業のうち、地拵え、植栽、除伐、本数調整伐(間伐)及び保育に関する工事(下刈、つる切り等)並びにこれらに類する工事(作業歩道、木柵工等)。

(2) (1)以外で、森林の多面的機能の発揮により公益に資するための工事(本数調整伐(間伐)等)。

(3) 県営林の管理運用を目的とした県営林作業委託であり、地拵え、植栽、除伐、本数調整伐(間伐)及び保育に関する作業委託(下刈、つる切り等)並びにこれらに類する作業委託(作業道、木柵工等)に加え、伐採材の搬出作業とその運搬も含む。

(指名停止)

第2条 知事は、有資格業者が別表第1及び別表第2の左欄の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者の指名停止を行うものとする。

また、「長崎県が発注する工事等(1)の契約に係る入札参加資格者指名停止の措置要領」において、指名停止措置を受けたものは、同期間、同様に取り扱うものとする。

1: 県が発注する工事、調査、設計、測量業務等(以下「工事等」という)。

2 長崎県財務規則(昭和39年規則第23号)第2条第6号に規定する契約担任者(以下「契約担任者」という。)は、森林整備工事等の契約のため有資格業者の指名を行うに当たり、前項の規定により指名停止を受けている有資格業者を指名してはならない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 知事は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で状況に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

- 2 知事は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体を構成する有資格業者（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 3 前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体について、当該構成員の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 4 前条第2項の規定は、前3項の規定により指名停止を行ったときに準用する。

（指名停止の期間の特例）

第4条 指名停止を行う場合において、有資格業者が一つの事案について措置要件の二つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとの別表各号に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

（1） 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止期間を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

（2） 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

- 3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1期間まで短縮することができる。
- 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24か月を超える場合は24か月）まで延長することができる。
- 5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 知事は、別表第2第7号の措置要件に係る指名停止の期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 7 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認められたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例)

第5条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為より次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、県発注の事案において、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第5号、第6号又は第7号に該当した場合、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間。
- (2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者(独占禁止法第7条の2第8項各号に該当する者をいう。)であることが明らかになった場合、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間。
- (3) 別表第2第4号、第5号又は第7号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の適用があった場合、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に対する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第4号、第5号又は第7号に該当する悪質な事由があるとき、それぞれ当該各号に定める短期に1か月加重した期間。
- (5) 県職員又は他の公共機関の職員が公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき、それぞれ当該各号に定める短期に1か月加重した期間。

(指名停止の通知)

第6条 知事は、第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により指名停止を解除したときは、直ちに、当該有資格業者に対して通知するものとする。

2 知事は、前項の通知を行ったときは、直ちに、森林整備工事等を所管する契約担任者及び県内の地方公共団体の長に対して通知するものとする。

ただし、先行して「長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者指名停止の措置要領」により指名停止措置がなされた場合には、通知内容の重複を避けるため県内の地方公共団体の長に対しては通知しないものとする。

(指名の取消)

第7条 契約担任者は、前条第2項の通知を受けたときは、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、入札執行の前までに当該指名を取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約担任者は、有資格業者が第2条第1項の規定により指名停止を受けた場合においては、その期間中、当該有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、特許を要する森林整備工事等その他の特殊な森林整備工事等を発注する場合において、他に適当な有資格業者がない場合にあっては、この限りでない。

(事故及び不正行為等の報告)

第9条 契約担任者は、所管する森林整備工事等及び管轄区域内における森林整備工事等において、措置要件のいずれかに該当する事実が発生したときは、速やかに農林部長に報告しなければならない。

(下請けの禁止)

第10条 契約担任者は、所管する森林整備工事等の全部若しくは一部を元請業者が下請をさせ、又は受託させる場合において、その相手方が指名停止の期間中の有資格業者であるときは、これを承認しないものとする。

別表第1 県内において生じた事故等に基づく措置基準（第2条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>（虚偽記載）</p>	
<p>1 県の発注する森林整備工事等及び工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、その他関係資料に虚偽の記載をし、森林整備工事等及び工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>（過失による粗雑森林整備工事等及び工事等）</p> <p>2 県と締結した契約に係る森林整備工事等及び工事等（以下この表において「県発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により森林整備工事等及び工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>3 前号に掲げる場合のほか、県発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、森林整備工事等及び工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>4 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>5 県発注工事等以外の森林整備工事等及び工事等（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において当該事故が重大であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）</p> <p>6 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、森林整備工事等及び工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>7 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、森林整備工事等及び工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上2月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第2条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が、県職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>ロ 有資格業者である法人の役員（執行役員を含む）又はその支店若しくは営業所（常時作業等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次に掲げる者が、長崎県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>3 次に掲げる者が、長崎県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、森林整備工事等及び工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>5 県発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合において、森林整備工事等及び工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。（第7号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から2月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から3月以上12月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>6 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次に掲げる場合を除く。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2月以上12月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>7 県発注工事等に関し、次に掲げる場合に該当することとなったとき (当該森林整備工事等及び工事等に政府調達に関する協定 (平成 7 年 12 月 8 日条約第 23 号) の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)</p> <p>イ 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき (有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)。</p> <p>ロ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(建設業法違反行為)</p> <p>8 建設工事において、有資格業者である個人、又は有資格業者である法人が建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の規定に反し、工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき (次号に掲げる場合を除く。)。</p> <p>9 県と締結した契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>10 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、森林整備工事等及び工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 、刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 及び暴力行為等処罰に関する法律 (大正 15 年法律第 60 号) の規定による罰金刑を言い渡され、森林整備工事等及び工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6 月以上 24 月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内</p> <p>当該認定をした日から 2 月以上 9 月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内</p>

(参考様式)

番号
年 月 日

様

農林部長（公印省略）

に係る入札参加資格者指名停止について（通知）

標記について、下記のとおり貴社の指名停止を行うこととしたので通知します。

記

- 1．指名停止の期間
年 月 日から 年 月 日まで（ヶ月間）
- 2．指名停止の理由

(参考様式)

番号
年 月 日

各振興局長 様

農林部長 (公印省略)

を起こした有資格業者の指名停止について (通知)

標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

記

1. 指名停止となった有資格業者

名称

番号

所在

2. 指名停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで (ヶ月間)

3. 指名停止の理由